

地域計画を策定しました

地域計画とは？

地域計画とは概ね10年後を見据えた地域農業の設計図で、次の2つで構成されています。

1. 計画本文（地域農業の将来のあり方）
2. 目標地図（農地の担い手を示した地図）

計画本文では、主に以下のことについて定めます。

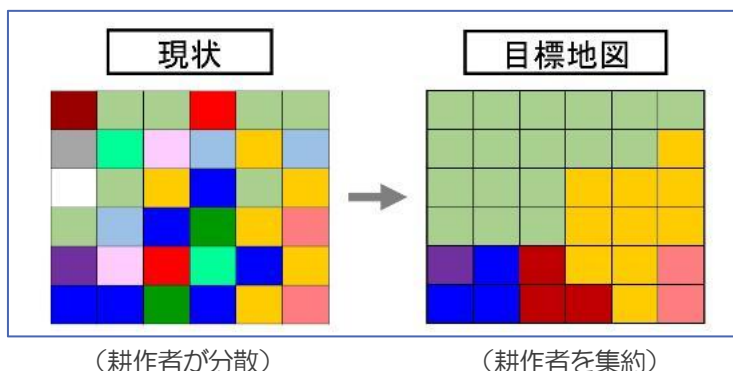
- ・地域の農業をどのように維持・発展させていくか
- ・地域の農地をだれが利用し、どのようにまとめていくか

地域の農地を残し、持続可能な地域の農業としていくため、今のうちに、将来の耕作者を明確にしています。また、耕作者が農業経営しやすくなるように、農地の集積・集約化等、地域一体となって取り組む内容を決めています。

目標地図とは？

農地1筆ごとに概ね10年後の将来の耕作者を特定し、地図上に示したものです。

地域農業を担っていく者が経営効率を向上させることができるよう、可能な限り農地を集積・集約化した地図を作成しています。



必要な手続きの概要

農地の貸し借り

これまでの市による相対の農地貸借は廃止され、今後は農地中間管理機構を経由し、目標地図に位置付けられた受け手に対して貸し付けされます。

農用地区域からの除外

農振除外をする場合は、当該農地を地域計画の区域からあらかじめ除外しておく必要があります。

農用地区域除外申請書の提出時に、地域計画変更申出書を一緒に農務課へご提出ください。

※農振除外と地域計画変更の手続きは並行して行います。基本的に農振除外の手続き期間に変更はありません。

農地の転用

農地の転用をする場合は、当該農地を地域計画の区域からあらかじめ除外する必要があります。

市や農業委員会に農地転用・農振除外の見込みを確認後、地域計画の変更や農振除外の手続きを進めてください。

地域計画の変更などの手続きは裏面をご覧ください。

地域計画の変更プロセス

5年ごとにプロセスに沿って定期見直し
意向により多様な形で地域での話し合いの場を継続

協議の場
(地域の話し合い)

関係者へ
意見聴取

計画案の
公告

計画の
策定・公告

地域計画の変更手続き

お問い合わせ先

高山市役所 農務課

TEL 35-3141

農業上の利用 ※事後の変更が可能

地域の農業の将来のあり方等の変更

例：地域の意見の反映、5年ごとの定期見直し
地域が一体となって取り組む内容の変更

地域の話し合いで変更

変更すべき内容がある場合は、地域の協議の場を開催します。

農業を担う者の変更

例：新たな担い手などを目標地図に位置づけ
現在の担い手から別の担い手への変更

地域計画変更申出書の提出が必要

利用権設定申出書と同時に随時受付します。変更は定期見直しと合わせて実施します

農業外の利用 ※事前の変更が必要

地域計画区域からの除外

例：農地の転用、農振農用地区域からの除外
※一時転用の場合は変更は不要です（営農型太陽光発電の実施に伴う一時転用は地域での協議が必要となります）
※計画変更は必要に応じて判断し実施します。詳しくはお問い合わせください。

地域計画変更申出書の提出が必要

【農振除外の場合】

農用地利用計画変更申出書の提出時に、地域計画変更申出書を一緒に提出してください。

【農振除外を伴わない農地転用の場合】

関係機関に農地転用に係る許可等の見込みを確認後、地域計画変更申出書を提出してください。

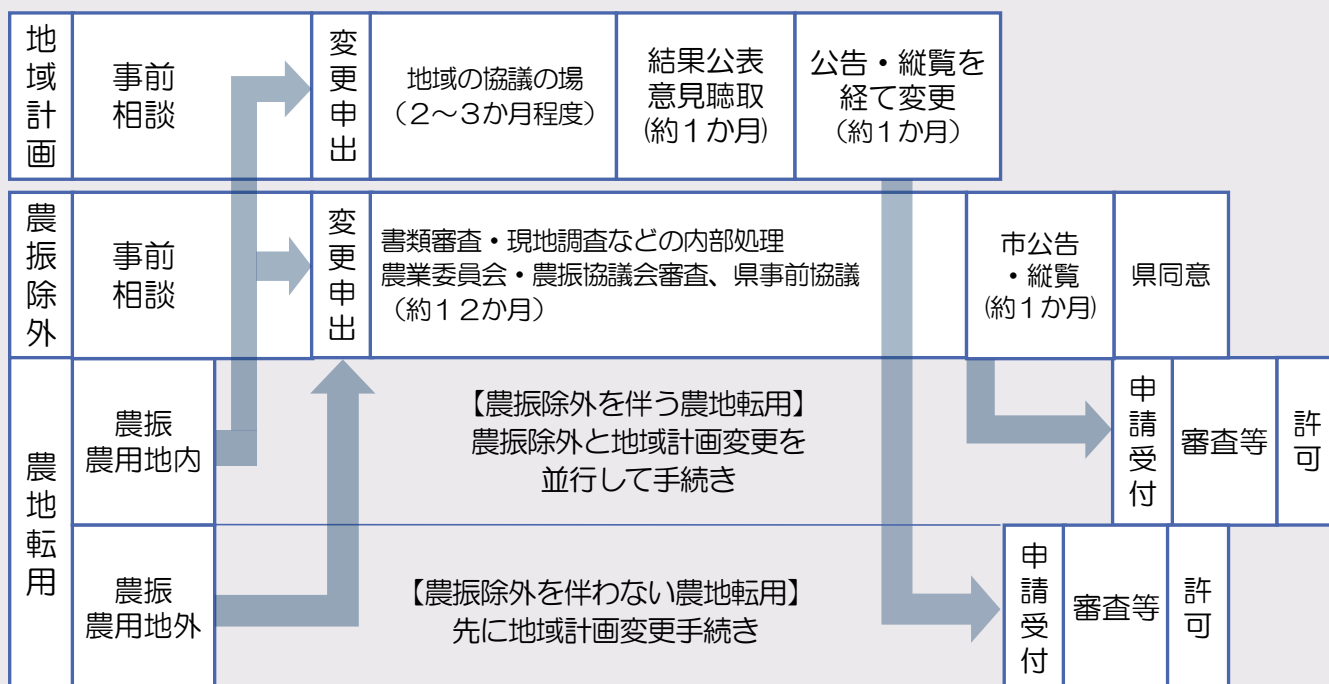
その他（軽微な変更）

例：地域の名称や地番、相続等により生じた変更
その他、実質的な変更を伴わない変更

地域計画変更申出書の提出が必要

事由発生時に随時受付します。変更は定期見直しと合わせて実施します

地域計画区域からの除外と農地転用手続きのイメージ



※上記は標準的な手続きの流れを示したものです。手続きの期間などは案件や時期により変わります。